

## 介護老人保健施設「真徳苑」（重要事項）

### （約款の目的）

第1条 介護老人保健施設「真徳苑」（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### （適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項の定めによる事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の改定が行われない限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。
- 3 入所申込み者の判断能力に障害がみられる場合は、立会人及び成年後見人が同意を行うものとします。

### （身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### （利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利

用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
  - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
  - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
  - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
  - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 当施設は、入所時に保証金を預かる場合は利用者又は身元引受人より同意を得たうえで、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計2ヶ月分相当額20万円をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実

費を徴収のうえ、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することができます。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療

機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

○沖縄県国民健康保険団体連合 介護サービス苦情相談窓口 (TEL : 098-860-9026)

○沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 (TEL:098-882-5704)

○南城市役所 生きがい推進課 (TEL:098-917-5309)

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設「真徳苑」のご案内  
(令和7年8月1日)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 真徳苑
・開設年月日	平成21年4月1日
・所在地	沖縄県南城市佐敷字津波古2309番地
・電話番号	098-943-2799
・ファックス番号	098-943-9902
・管理者名	宮國 孝彦
・介護保険指定番号	4755680016

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 真徳苑の運営方針]

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1			利用者の医療管理
・看護職員	12		(2)	利用者の医療観察
・薬剤師		1		利用者の薬剤管理・相談
・介護職員	23	1	(3)	利用者の介護全般
・支援相談員	1			利用者の相談業務全般
・理学療法士	3	1		利用者の理学療法全般
・作業療法士	2			利用者の作業療法全般
・言語聴覚士	1			利用者の言語聴覚療法全般
・管理栄養士	1			利用者の栄養管理全般
・介護支援専門員	1			利用者のケアマネジメント業務
・事務職員	2			事務処理全般
・その他	2			洗濯、清掃、リネン管理

(4) 入所定員等      • 定 員 88 名

(療養室 2人室 1室、4人室 22室)

(5) 通所定員      • 定 員 25名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 8時00分～9時00分
  - 昼食 12時00分～13時00分
  - 夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則3月1回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

\*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場

合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

- ・名 称 医療法人真徳会 沖縄メディカル病院
- ・住 所 〒901-1415 沖縄県南城市佐敷字津波古西原 2310 番地  
TEL098-947-3555

- ・協力歯科医療機関

- ・名 称 はやし歯科クリニック
- ・住 所 〒900-0031 沖縄県那覇市若狭 2 丁目 5 番 1 号  
TEL070-5816-0337 院長 林 宗史

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会について
  - 面会時間は、午後 3 時から午後 8 時までです。  
※感染症対策の為、面会を制限する場合があります。ご了承ください。
- ・消灯時間は、午後 9 時です。
- ・外出・外泊について
  - イ) 外出・外泊される際は、前日までにサービスステーションに届け出てください。
  - ロ) 外出・外泊される際は、午後 8 時までにご帰苑下さい。
  - ハ) 外出・外泊中に急変などが生じた場合は本人及び付き添い者の責任で対応していくだけとともに、必ず施設へご連絡下さい。
- ・飲酒・喫煙について
  - イ) 施設・敷地内での飲酒は禁止となっております。
  - ロ) 施設・敷地内での喫煙は禁止となっております。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて
  - イ) 電化製品の持ち込みは原則としてご遠慮下さい。必要な電化製品については事前に施設に申し出て下さい。
  - ロ) 無記名の私物については責任を負いかねますので、お持ち込みにならないようお願い致します。
- ・金銭・貴重品について
  - イ) お金や貴重品の紛失、破損については責任を負いかねますので、お持ち込みにならないようお願い致します。
  - ロ) 預金通帳、年金証書等は、当施設では一切お預かり致しません。
- ・施設外受診について
  - イ) 入所中は他の医療機関への受診は施設からの依頼による診療のみとなっています。
  - ロ) 他科受診を行う場合、投薬等の医療費が保険診療できない場合がありますので必ず施設へご相談下さい。

## 5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話：098-943-2799）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともあります。

○沖縄県国民健康保険団体連合 介護サービス苦情相談窓口（TEL：098-860-9026）

○沖縄県福祉サービス運営適正化委員会（TEL:098-882-5704）

○南城市役所 生きがい推進課 （TEL:098-917-5309）

## 8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて  
(令和7年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を確認させていただきます。また、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は併せてご提示ください。

※医療に係る保険証（医療保険や負担限度額）もご提示いただけたと受診時の対応がスムーズになります。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に応じた適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

		2割	3割
・要介護1	839円	【1,678円】	【2,517円】
・要介護2	924円	【1,848円】	【2,772円】
・要介護3	1,044円	【2,088円】	【3,132円】
・要介護4	1,121円	【2,242円】	【3,363円】
・要介護5	1,197円	【2,394円】	【3,591円】

\* ご本人様の状態や施設の運営状況などに応じて下記の加算が算定されることがあります。

【2割】 【3割】

・夜勤職員配置加算

24円／日 【48円】 【72円】

・室料相当額控除	－26円／日【-52円】【-78円】
・短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円／日【516円】【774円】
・短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200円／日【400円】【600円】
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円／日【480円】【720円】
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120円／日【240円】【360円】
・外泊時費用	362円／日【724円】【1,086円】
・認知症ケア加算	76円／日【152円】【228円】
・若年性認知症入所者受入加算	120円／日【240円】【360円】
・ターミナルケア加算 (死亡日以前31日以上45日以下)	80円／日【160円】【240円】
(死亡日以前4日前以上30日以下)	160円／日【320円】【480円】
(死亡日の前日及び前々日)	850円／日【1,700円】【2,550円】
(死亡日)	1,700円／日【3,400円】【5,100円】
・療養体制維持特別加算(Ⅰ)	27円／日【54円】【81円】
・療養体制維持特別加算(Ⅱ)	57円／日【114円】【171円】
・初期加算(Ⅱ)(入所後30日間に限り算定)	30円／日【60円】【90円】
・退所時栄養情報連携加算	70円／回【140円】【210円】
・再入所時栄養連携加算	200円／回【400円】【600円】
・入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円／回【900円】【1,350円】
・入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円／回【960円】【1,440円】
・試行的退所時指導加算	400円／回【800円】【1,200円】
・退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円／回【1,000円】【1,500円】
・退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円／回【500円】【750円】
・退所前連携加算(Ⅱ)	500円／回【1,000円】【1,500円】
・訪問看護指示加算	300円／回【600円】【900円】
・入所前連携加算(Ⅰ)	600円／回【1,200円】【1,800円】
・入所前連携加算(Ⅱ)	400円／回【800円】【1,200円】
・訪問看護指示加算	300円／回【600円】【900円】
・協力医療機関連携加算	50円／月【100円】【150円】
・栄養マネジメント強化加算	11円／日【22円】【33円】
・経口移行加算	28円／日【56円】【84円】
・経口維持加算(Ⅰ)	400円／月【800円】【1,200円】
・経口維持加算(Ⅱ)	100円／月【200円】【300円】
・口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円／月【180円】【270円】
・口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円／月【180円】【270円】
・療養食加算	6円／食【12円】【18円】

※腎臓病食、肝臓病食、膵臓病食、糖尿病食、高脂血症食、貧血食等。

流動食であって、一日給与量の指示が医師からある場合は、2回／日の提供でも3回／日とみなします。

・在宅復帰支援機能加算	10円／日【20円】【30円】
・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140円／回【280円】【420円】
・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70円／回【140円】【210円】
・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240円／回【280円】【840円】
・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100円／回【200円】【300円】
・緊急時治療管理	518円／回【1,036円】【1,554円】
・特定治療	診療報酬点数 × 10円
・所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239円／日【478円】【717円】

・所定疾患施設療養費（II）	480円／日【960円】【1,440円】
・認知症専門ケア加算（I）	3円／日【6円】【9円】
・認知症専門ケア加算（II）	4円／日【8円】【12円】
・認知症チームケア推進加算（I）	150円／月【300円】【450円】
・認知症チームケア推進加算（II）	120円／月【240円】【360円】
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円／日【400円】【600円】
・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）	53円／月【106円】【159円】
・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II）	33円／月【66円】【99円】
・褥瘡マネジメント加算（I）	3円／月【6円】【9円】
・褥瘡マネジメント加算（II）	13円／月【26円】【39円】
・排泄支援加算（I）	10円／月【20円】【30円】
・排泄支援加算（II）	15円／月【30円】【45円】
・排泄支援加算（III）	20円／月【40円】【60円】
・自立支援促進加算	300円／月【600円】【900円】
・科学的介護推進体制加算（I）	40円／月【80円】【120円】
・科学的介護推進体制加算（II）	60円／月【120円】【180円】
・安全対策体制加算	20円／回【40円】【60円】
・高齢者施設等感染対策向上加算（I）	10円／月【20円】【30円】
・高齢者施設等感染対策向上加算（II）	5円／月【10円】【15円】
・新興感染症等施設療養費	240円／日【480円】【720円】
・生産性向上推進加算（I）	100円／月【200円】【300円】
・生産性向上推進加算（II）	10円／月【20円】【30円】
・サービス提供体制強化加算（II）	18円／日【36円】【54円】
・介護職員処遇改善加算（IV）	

算定単位数 × 44 / 1000 円／月 (4.4%)

(1月の利用料金=上記金額の負担割合分)

・感染対策指導管理	6円／日【12円】【18円】
・褥瘡対策指導管理	6円／日【12円】【18円】
・重度療養管理加算	120円／日【240円】【360円】
・リハビリテーション指導管理	10円／日【20円】【30円】

\*なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

## (2) その他の料金

①食費（1日当たり） 1500円\*

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

※朝食：350円 昼食：500円 夕食：650円

②居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・多床室 697円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

\*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階（①、②）まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧下さい。

③理美容代 実費（750円）

④日常生活品費（1日当たり） 150円

利用者様の希望により、石鹼、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしごり等身の回りに必要な物で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。<別紙4>をご参照ください。

⑤寝衣代 90円／日 (上限2, 700円／月)

⑥洗濯代 600円／回 (上限2, 700円／月)

※⑤、⑥について…基本的には入所者様の私服で過ごしていただきますが、ご希望により寝衣（ガウンか上下タイプ）の着用か、私服を着用する方も洗濯業者への委託をお選びいただけます。

⑦ テレビレンタル 220円／日

### (3) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙3>

## 個人情報の利用目的

(令和7年8月1日現在)

介護老人保健施設「真徳苑」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

<別紙4>

## 日常生活品費に関する説明書

### ○日常生活品費

入所者様の希望により、必要な身の回り品として、施設で用意する下記の品をご利用いただく場合にお支払いいただきます。

(品目)

バスタオル、フェイスタオル、石鹼、シャンプー・リンス、  
ティッシュペーパー、歯磨き粉・歯ブラシ、義歯洗浄剤、エプロン、  
髭剃り、保湿剤

品 物 名	単 価	備 考
バスタオル	30円	
フェイスタオル	20円	
石 鹿	15円	
シャンプー・リンス	15円	
ティッシュペーパー	15円	
歯磨き粉・歯ブラシ	15円	
義歯洗浄剤	10円	
エプロン	10円	
髭剃り	10円	
保湿剤	10円	

# 介護老人保健施設「真徳苑」利用料金について

## (施設入所)

### 利 用 者 負 担 説 明 書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**通常1割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（日常生活で通常必要となるものに係る費用や、個室等の室料、理美容代、俱楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等を**利用料**としてお支払いただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（施設入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション毎に異なります。

また、**入所者負担は全国統一料金ではありません**。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション**は、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、各加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、入所者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護療養型老人保健施設の担当者にご相談ください

## 【 入所者の場合の自己負担 】

### 1 介護保険給付対象の自己負担額

1) 施設サービス費/多床室 1 日 介護保健施設サービス費（II）(iii)

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です）

		2割	3割
・要介護 1	839 円	【1,678 円】	【2,517 円】
・要介護 2	924 円	【1,848 円】	【2,772 円】
・要介護 3	1,044 円	【2,088 円】	【3,132 円】
・要介護 4	1,121 円	【2,242 円】	【3,363 円】
・要介護 5	1,197 円	【2,394 円】	【3,591 円】

その他、下記の料金が上記の施設サービス費に加算されます（一部抜粋）。

詳細は重要事項説明書をご確認ください。

- ・初期加算 30 円 【60 円】 【90 円】

入所後 30 日に限り算定します。

- ・夜勤職員配置加算 1 日につき 24 円 【48 円】 【72 円】

入所者の数が 20 又はその端数を増すごとに 1 人以上の夜勤を行う職員を配置しています。

- ・短期集中リハビリテーション実施加算（II） 200 円/日 【400 円】 【600 円】

入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所日から起算して 3 月以内の期間中に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算されます。

- ・療養体制維持特別加算（I） 1 日につき 27 円 【54 円】 【81 円】

喀痰吸引もしくは経管栄養が実施された利用者の割合が 20 %以上及び著しい精神症状、周辺症状もしくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が 50 %以上の場合に加算されます。

#### ※外泊時費用

外泊された場合は、1 月に 6 日を限度として上記金額に代えて 1 日 362 円となります。

但し、外泊の初日、最終日は、所定（施設サービス費）の負担となります。

また、外泊の期間に真徳苑の提供する在宅サービス（通所リハビリテーションなど）をご利用された場合は 1 日 800 円のご負担となります。